

普通傷害保険の改定内容について（2007年8月）

1. ケガの補償に関する改定内容

補償内容	対象者	改定項目	改定内容	
普通保険約款	全てのお客様	代理請求人制度	新設 ケガの補償（特約により疾病が補償される場合は疾病による補償を含みます。）に関し、被保険者（保険の補償を受けられる方）が保険金を請求できない事情がある場合で、かつ、保険金のお支払いを受けるべき被保険者の代理人（後見人など）がいらっしゃらないときは、被保険者の配偶者や、配偶者がいないときは3親等以内の親族の方が、代理請求人として保険金を請求できるようになりました。	
		支払責任の範囲	縮小 細菌性食中毒については従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、ウイルス性食中毒についても保険金のお支払いの対象外としました。	
		保険金をお支払いできない事由	明確化	自動車、原動機付自転車、モーターボート、ゴーカートなどの乗用具を用いて競技、競争、興行または試運転（「競技等」といいます。）をしている間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、競技場において競技等に準ずる方法・態様により乗用具を使用（フリー走行など）している間のケガについても保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。 また、自動車または原動機付自転車を用いて道路上で競技等を行う場合には、法令による許可を受けて、一般の通行を制限し、道路を占有して行っている間のケガが保険金のお支払いの対象外となることを明確化しました。
				酒に酔った状態で自動車または原動機付自転車を運転している間のケガは従来より保険金のお支払いの対象外となっておりますが、酒に酔った状態とは、「アルコールの影響により正常な運転ができないおそれがある状態」であることを明確化しました。
				頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛に関して、保険金をお支払いできない場合を「頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの」と定め、明確化しました。
変更	従来から保険金をお支払いすることができない危険な運動中のケガについて、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、スケルトンをしている間のケガを追加しました。また、同様に保険金をお支払いできない運動として列挙している超軽量動力機搭乗中のケガには、パラシュート型超軽量動力機（パラプレーンなどをいいます。）搭乗中のケガが含まれないことを明確化しました。			
特定感染症危険担保特約（後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金担保）（F6）	特約を付帯したお客様	保険金の算出方法	明確化 葬祭費用については300万円を限度に実際に負担された費用を保険金としてお支払いしますが、他の保険契約により同様な保険金が支払われる場合には、この保険契約と他の保険契約とで保険金を分担してお支払いすることを明確化しました。	

（注1）補償内容欄に記載された2桁の英数字は特約の記号です。

（注2）網がけ部分の改定内容については、現行商品と比べ、補償範囲が縮小になります。